

熊本県国民保護計画変更の概要

1 変更の趣旨

今回の計画変更は、第 1 編－第 4 章「県の地理的、社会的特徴」に記載する人口分布等統計的な数値について、直近の数値に見直しを行う他、県及び国の部署、関係機関の名称変更や所管替えに合わせて変更を行うものであり、軽微な変更（国民保護法施行令第 5 条）として下記のとおり所要の修正を行ったものである。

2 変更の主な内容

（1）第 1 編－第 4 章「県の地理的、社会的特徴」に係る数値等の変更

- ・人口分布
- ・水資源
- ・重要港湾の概要
- ・消防力
- ・医療の確保
- ・食料の確保
- ・観光客への対応
- ・市町村別人口及び年齢構成（5 歳階級別人口）
- ・市町村別人口密度

（2）組織名称等の変更

- ・指定公共機関及び県組織名称の変更
- ・核燃料物質等に係る所管省庁の変更
- ・指定行政機関及び指定地方行政機関に係る新設省庁等の加除

※詳細は、資料 4 - 2 「新旧対照表」のとおり